

鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館)の指定管理候補者の選定について

鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館)の指定管理者について、地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行なった結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 三田 清人
(鳥取市尚徳町101番地5)

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

1,364,285千円(債務負担行為額 1,364,285千円)

[参考] 単年度指定管理料の額

平成31年度:270,869千円、平成32年度以降:273,354千円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

4 選定理由

公益財団法人鳥取県文化振興財団を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、県民の文化の振興を図る拠点施設としての役割を理解した上での独自の事業への取組やサービス向上及び利用促進策、地域の賑わい創出への提案もあり、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

5 審査の経緯

公益財団法人鳥取県文化振興財団から提出された事業計画等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良(委員長)	西日本税理士法人税理士
西岡 千秋(副委員長)	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会常任理事
菊池 ひみこ	鳥取県総合芸術文化祭実行委員会メイン事業部会副部会長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成30年5月23日(水)

指定管理者制度及び県民文化会館の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会;平成30年10月10日(水)

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) 利用者に提供するサービスの向上に向けた取組(利用者の利便性向上、接遇向上、レストランの運営等) (2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組 (3) 地域の賑わい創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等) (4) 文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援 (5) 施設を利用して行う文化芸術事業の実施(事業計画、収支計画、偏りのないジャンル構成) (6) アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の実施(中長期的な取組方針、事業計画、収支計画) (7) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策 (8) 文化芸術情報の発信に関する取組 (9) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組 2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 5 利用者等の要望の把握 6 文化芸術事業にかかる自己評価手法	85点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成 2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や活動者に適切な支援を実施していくために必要な職員の配置 3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等 6 当該施設の管理運営状況の実績評価	33点
5	その他(指定手続条例第5条第4号)	1 ネーミングライツにかかる提案はあるか	4点

(4) 審査結果及び意見

審査基準	配点	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1	適／不適	適	○施設の設定目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2	85点	55.0点	○限られた人員で幅広い文化事業を運営していることは、大変評価できる。 ○適切な保守管理及び省エネ・省資源への取組への努力も認められる。 ○施設の周辺が日常的に賑わいのある空間となるよう引き続き取り組んでほしい。 ○青少年育成事業は意義があり、そこで育った若者が帰ってきたくなる文化的魅力の維持も文化施設の役割なので頑張ってもらいたい。 ○文化のジャンルは幅広いので、年度ごとに重点を置く分野を決めるなど特色を出すようにしてほしい。 ○県内外の情報収集と情報発信を一層強化してほしい。
3	10点	5.0点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4	33点	20.4点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○人材育成については、様々な機関の情報も集めながら、また連携しながら進めてもらうことを期待する。
5	4点	2.0点	○ネーミングライツ命名権者（鳥取銀行）を活用した取組を引き続き提案している。
合計	132点	82.4点	

(注) 点数は、委員5名の平均点である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をする。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：毎月第2、4、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）及び毎年12月29日から翌1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 外部研修やOJT研修を通じて、職員の専門性の向上を図るとともに、その知識及び技能を活かし利用者等に対する積極的な助言、支援を実施。
 - ・施設利用者の実施事業に係る助言、支援
 - ・地域の文化団体等が当該施設以外の施設で実施する公演等に対する助言、支援
 - ・舞台芸術やアートマネージャー等を志す大学生らを対象とした舞台技術実習
- 優れた創造作品の制作、年齢や障がいの有無を問わない体験機会の提供、県内に伝わる郷土芸能の伝承者やアートマネジメント人材の育成等を行い、地域と共に新しい文化芸術を創造。
 - ・県民と財団が連携した舞台公演をプロデュース作品として制作して上演
 - ・若年層を対象としたクラシック音楽や演劇等のワークショップの実施
 - ・芸術宅配便など学校教育現場での鑑賞・体験機会の充実
- 公立文化施設職員を対象とした研修の開催や各種情報提供、職員の出張派遣による技術支援等を実施。
- 新聞、ラジオ、テレビ、フリーペーパーなどのメディアミックスによる情報発信を強化するとともに、ホームページやSNSを活用し、各種情報の幅広い周知を図る。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 利用者への施設利用例の紹介や効率的な利用の提案、助言などのトータルアドバイスを実施。
- 利用促進のため、とっとりコンベンションビューロー等と連携するとともに、マスコミ、プロモーター等への営業活動を実施。
- 施設を身近に感じていただくためホール探検ツアーやコンサートピアノの演奏体験等を実施。
- Wi-Fiスポットの拡充（フリースペース、楽屋を会議棟まで拡充）や鑑賞者に対する車椅子、子ども用シートクッション・踏み台、ひざ掛け等の貸出。
- 利用辞退に伴うキャンセル料の負担の軽減。
 - ・キャンセル料が安い届出時期を現行より長くすることで、利用者の負担を軽減する。

辞退届出時期（現行⇒変更）		キャンセル料
ホール	その他	
6か月前まで⇒3か月前まで	3か月前まで⇒1か月前まで	30%
1か月前まで	7日前まで	50%
上記期間経過後	上記期間経過後	100%

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組等

- 第3期までに構築した多様なネットワークと会館周辺施設との連携・協働を通し、文化施設としての特性を活かした事業に取り組む。
 - ・図書館、公文書館等との連携事業（中庭コンサート等）
 - ・「アート SQUARE 夢空間」事業で、地元活動者、施設利用者、オーディション受賞者と会館が協働でコンサート等を実施する。
 - ・フリースペースに、季節に応じたデコレーション（七夕飾り、クリスマスデコレーション、バレンタイン等）を実施し、気軽に立ち寄りやすく、心安らぐ空間づくりに努める。

(6) 省エネルギー・省資源化への取組

- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS II）に沿った省エネルギー・省資源化
- ・LED照明、照明センサー制御などの積極導入
- ・電力デマンド（最大需要電力）制御の徹底